

数字で見る沖縄ろうきん





財務データ



決算の状況

●貸借対照表

単位:百万円

科 目	2018年度末	2017年度末
(資産の部)		
現金	2,888	3,236
預 け 金	112,036	105,646
有 価 証 券	20,487	20,475
国 債	11,201	11,685
地 方 債	740	1,551
社 債	3,802	3,492
投 資 信 託	4,166	3,218
株 式	576	526
外 国 証 券	—	—
貸 出 金	157,305	147,654
手 形 貸 付	160	207
証 書 貸 付	147,122	138,121
当 座 貸 越	10,022	9,325
そ の 他 資 産	2,320	2,378
未 決 済 為 替 貸	1	0
労働金庫連合会出資金	1,800	1,800
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	425	500
そ の 他 の 資 産	92	76
有 形 固 定 資 産	2,241	2,317
建 物	1,284	1,363
土 地	866	866
建 設 仮 勘 定	4	—
その他の有形固定資産	86	87
無 形 固 定 資 産	16	21
ソ フ ト ウ ェ ア	16	21
その他の無形固定資産	—	—
前 払 年 金 費 用	58	54
債 務 保 証 見 返	0	0
貸 倒 引 当 金	△27	△36
(うち個別貸倒引当金)	(△27)	(△33)
資産の部合計	297,328	281,749

科 目	2018年度末	2017年度末
(負債の部)		
預 金 積 金	254,209	244,838
当 座 預 金	87	91
普 通 預 金	77,404	73,705
貯 蓄 預 金	2,285	2,358
通 知 預 金	10	10
別 段 預 金	28	35
定 期 預 金	174,393	168,637
譲 渡 性 預 金	2,400	2,400
借 用 金	23,335	17,459
借 入 金	23,335	17,459
そ の 他 負 債	674	651
未 決 済 為 替 借	1	2
未 払 費 用	185	224
未 払 法 人 税 等	69	9
前 受 収 益	5	6
資 産 除 去 債 務	24	24
そ の 他 の 負 債	388	384
賞 与 引 当 金	77	76
退 職 給 付 引 当 金	888	849
役員退職慰労引当金	57	43
睡眠預金払戻損失引当金	10	8
旧本店ビル解体引当金	10	10
繰 延 税 金 負 債	75	116
債 務 保 証	0	0
負 債 の 部 合 計	281,738	266,455
(純資産の部)		
出 資 金	950	950
普 通 出 資 金	950	950
利 益 剰 余 金	13,931	13,681
利 益 準 備 金	950	950
その他利益剰余金	12,981	12,730
特 別 積 立 金	12,320	12,230
(特 別 積 立 金)	(2,100)	(2,100)
(金利変動等準備積立金)	(2,630)	(2,600)
(機 械 化 積 立 金)	(2,630)	(2,600)
(配当準備積立金)	(250)	(250)
(経営基盤強化積立金)	(2,630)	(2,600)
(店舗建設準備積立金)	(2,080)	(2,080)
当期末処分剰余金	661	500
処 分 未 済 持 分	△3	△1
会 員 勘 定 合 計	14,878	14,629
その他有価証券評価差額金	712	664
評価・換算差額等合計	712	664
純 資 産 の 部 合 計	15,590	15,294
負債及び純資産の部合計	297,328	281,749

(貸借対照表注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	15年～50年
その他	4年～20年



4. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定規程及び決算経理要領に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権（以下、「債権」とは、貸出金及び貸出金に準するその他の債権のことをいう。）については、正常先、その他要注意先及び要管理先に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の取得承認部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

当金庫の引当基準は、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号平成24年7月4日）に基づいて定めております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理

当金庫は平成31年1月31日に、平成31年4月1日から職員(準職員Sおよび準職員を除く)の退職給付制度を最終給与比例制からポイント制に変更するとともに、退職一時金制度の一部を確定拠出年金に移行することを決定しました。上記のうち、ポイント制への変更にとまない過去勤務費用90,739千円(退職給付債務の減少)が発生しました。今年度はこのうち3,240千円を退職給付費用により損益処理しております。

また、当金庫は平成31年1月31日に、平成31年4月1日から準職員Sおよび準職員を対象とするポイント制退職一時金制度を、従来の退職慰労金に替えて、導入することを決定しました。この退職一時金制度に係る退職給付引当金は、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当年度末における必要額を計上しております。この制度変更による影響額は軽微です。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 2,207,506千円

有形固定資産の圧縮記帳額 ー千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額146,333千円を含めております。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

131,514千円

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

ー千円

15. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は55,983千円、延滞債権額は845,371千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

16. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は19,557千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。



財務データ

17. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はございません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、920,911千円です。

なお、15. 項から 18. 項に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

19. 担保に供している資産

為替決済、当座貸越契約の担保として、定期預け金 29,500,000 千円を差し入れております。

20. 出資 1 口当たりの純資産額

16,471円20銭

21. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資統括部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会、常務会及び ALM 委員会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM に関する規程及び要領において、

リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会及び ALM 委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会及び ALM 委員会に定期的に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、理事会及び ALM 委員会において定期的に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM に関する方針に基づき、理事会及び ALM 委員会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営統括部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及び ALM 委員会において定期的に報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」及び「譲渡性預金」であります。

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量を VaR (バリュー・アット・リスク) により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫の VaR は分散共分散法 (預金・貸出金については、保有期間 120 日、信頼区間 99%、観測期間 1 年 (250 日または 240 日)、その他の金融資産・金融負債については、保有期間 20 日、信頼区間 99%、観測期間 1 年 (250 日または 240 日)) により算出しており、平成 31 年 3 月 31 日 (当事業年度の決算日) 現在当金庫の市場リスク量 (損失額の推計値) は、全体で 876,820 千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテストを実行し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。



③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については(注1)を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

*単位:千円

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	112,036,218	112,271,834	235,615
(2) 有価証券	20,416,229	20,416,229	—
その他有価証券	20,416,229	20,416,229	—
(3) 貸出金	157,305,531		
貸倒引当金(*1)	△8,105		
	157,297,426	161,034,640	3,737,213
金融資産計	289,749,874	293,722,703	3,972,829
(1) 預金積金	254,209,128	254,249,210	△40,082
(2) 譲渡性預金	2,400,000	2,398,811	1,188
(3) 借入金	23,335,330	23,362,541	△27,211
金融負債計	279,944,458	280,010,562	△66,104

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 24. 項から 26. 項に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

*単位:千円

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	71,743
労働金庫連合会出資金(*2)	1,800,000
合 計	1,871,743

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 労働金庫連合会出資金については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。



財務データ

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

*単位:千円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金	45,149,218	56,187,000	6,700,000	4,000,000
有 価 証 券	920,000	7,360,000	800,000	4,900,000
その他有価証券の うち満期があるもの	920,000	7,360,000	800,000	4,900,000
貸 出 金 (*1)	11,422,452	39,259,940	34,457,063	71,272,975
合 計	57,491,671	102,806,940	41,957,063	80,172,975

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

*単位:千円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 金 積 金 (*1)	188,599,202	65,476,937	132,988	-
譲 渡 性 預 金	2,400,000	-	-	-
借 用 金	4,835,330	18,500,000	-	-
合 計	195,834,532	83,976,937	132,988	-

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

(1) 売買目的有価証券

該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券

該当ありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

(4) その他有価証券

	種 類	貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照 表計上額 が取得原 価を超えるもの	株 式	320,122	198,563	121,558
	債 券	15,744,423	14,754,764	989,659
	国 債	11,201,355	10,354,341	847,013
	地 方 債	740,510	700,422	40,087
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	3,802,558	3,700,000	102,558
	そ の 他	1,873,502	1,785,070	88,431
	小 計	17,938,048	16,738,399	1,199,649
貸借対照 表計上額 が取得原 価を超え ないもの	株 式	185,109	207,141	△22,032
	債 券	-	-	-
	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	そ の 他	2,293,070	2,495,249	△202,178
	小 計	2,478,180	2,702,391	△224,210
合 計		20,416,229	19,440,790	975,438

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	-	-	-
債 券	608,290	10,919	-
国 債	608,290	10,919	-
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	353,536	3,748	△34,332
合 計	961,826	14,667	△34,332

27. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、29,675,157千円です。

このうち原契約期間が1年以内のものは16,732,239千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち12,942,917千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。



28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	239,861 千円
固定資産減価償却	115,740
賞与引当金	20,872
其他有価証券評価差額金	60,536
其他	245,080
繰延税金資産小計	682,091
評価性引当額	△416,775
繰延税金資産合計	265,316
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	323,905
前払年金費用	15,758
其他	781
繰延税金負債合計	340,445
繰延税金負債の純額	75,128 千円

29. 後発事象

確定拠出年金制度への一部移行

当金庫は平成31年4月1日に職員(準職員Sおよび準職員を除く)の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行することとしております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用する予定です。

なお、この制度移行による退職給付制度終了益を翌年度において、特別利益に計上する見込みであります。



財務データ

● 損益計算書

単位:百万円

科 目	2018年度	2017年度
経常収益	3,625	3,557
資金運用収益	3,235	3,231
貸出金利	2,515	2,510
預け金利	328	344
有価証券利息配当金	224	208
その他の受入利息	167	167
役務取引等収益	133	131
受入為替手数料	46	44
その他の役務収益	86	86
その他業務収益	159	110
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	12	1
その他の業務収益	146	108
その他経常収益	96	85
貸倒引当金戻入益	8	4
その他の経常収益	88	80
経常費用	3,309	3,336
資金調達費用	154	188
預金利息	151	185
譲渡性預金利息	0	0
借入金利息	2	2
役務取引等費用	504	429
支払為替手数料	199	183
その他の役務費用	305	245
その他業務費用	34	0
国債等債券売却損	—	0
国債等債券償還損	34	—
その他の業務費用	0	0
経常費用	2,610	2,713
人件費	1,449	1,514
物件費	1,127	1,166
税金	33	33
その他経常費用	6	3
貸倒引当金繰入額	—	—
その他資産償却	0	0
退職手当金	0	1
その他の経常費用	5	1
経常利益	315	221
特別利益	—	—
特別損失	0	18
固定資産処分損失	0	0
減損損失	—	18
税引前当期純利益	314	202
法人税、住民税及び事業税	83	17
法人税等調整額	△59	45
法人税等合計	24	62
当期純利益	290	139
繰越金（当期首残高）	370	361
当期末処分剰余金	661	500

(損益計算書注記)

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額 306円29銭



● 剰余金処分計算書

単位:百万円

科 目	2018年度 (総会承認日 2019年6月25日)	2017年度 (総会承認日 2018年6月25日)
当 期 未 処 分 剰 余 金	661	500
(前 期 繰 越 金)	(370)	(361)
(当 期 純 利 益)	(290)	(139)
積 立 金 取 崩 額	—	—
特 別 積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	240	130
利 益 準 備 金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	60	40
特 別 積 立 金	180	90
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	(60)	(30)
(機 械 化 積 立 金)	(60)	(30)
(金 利 変 動 等 準 備 積 立 金)	(60)	(30)
(特 別 積 立 金)	—	—
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	421	370

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2019年5月22日に監事の監査を受けております。
また、同年6月25日の総会において、上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を、2019年5月22日に受けております。

2018年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2019年6月26日

沖縄県労働金庫

理事長

高良 恵一

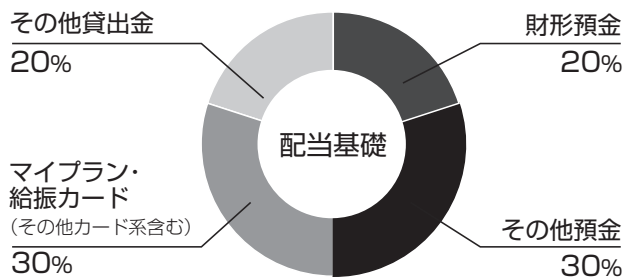
● 利用配当

単位:百万円、%

項 目	2018年度 (総会承認日 2019年6月25日)	2017年度 (総会承認日 2018年6月25日)
利 用 配 当 金	60	40
配 当 負 担 率	9.07	7.98

(注)

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{利用配当金}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$





主な経営指標

● 主要な事業の状況を示す指標

単位:百万円

項 目	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度
経 常 収 益	3,625	3,557	3,687	3,951	3,965
経 常 利 益	315	221	288	533	429
当 期 純 利 益	290	139	150	265	326
業 務 純 益	264	178	289	505	442
純 資 産 額	15,590	15,294	15,272	15,375	14,865
総 資 産 額	297,328	281,749	260,713	249,415	243,806
預 金 積 金 残 高	254,209	244,838	238,683	231,396	226,543
貸 出 金 残 高	157,305	147,654	135,778	128,223	132,511
有 価 証 券 残 高	20,487	20,475	19,311	18,340	16,826
出 資 総 額	950	950	950	947	941
出 資 総 口 数 (口)	950,181	950,181	950,181	947,772	941,772
出 資 に 対 す る 配 当 金	—	—	—	—	—
職 員 数 (人)	151	157	163	158	159
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	11.41	12.31	13.18	13.67	13.36

- (注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。
- なお、当金庫は国内基準を採用しております。
3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。

● 主要な業務の状況を示す指標

単位:百万円、%

項 目	2018年度	2017年度
業 務 粗 利 益	2,835	2,853
業 務 粗 利 益 率	0.99	1.07
資 金 運 用 収 支	3,081	3,042
役 務 取 引 等 収 支	△371	△298
そ の 他 業 務 収 支	124	109
資金運用勘定平均残高	285,084	264,302
資金運用収益(受取利息)	3,235	3,231
資金運用収益増減(△)額	4	△118
資金運用利回り	1.13	1.22
資金調達勘定平均残高	275,294	254,570
資金調達費用(支払利息)	154	188
資金調達費用増減(△)額	△34	△37
資金調達利回り	0.05	0.07
資金調達原価率	0.99	1.12
資 金 利 鞘	0.14	0.10
総 資 産 経 常 利 益 率	0.10	0.08
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.09	0.05
総 資 産 業 務 純 益 率	0.09	0.06
純 資 産 経 常 利 益 率	2.02	1.44
純 資 産 当 期 純 利 益 率	1.87	0.91
純 資 産 業 務 純 益 率	1.70	1.16

- (注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 利益率・純益率

総資産(純)利益率(又は純益率) = $\frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

純資産(純)利益率(又は純益率) = $\frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$

● 預貸率

単位:%

項 目	2018年度	2017年度
預 貸 率 (期 末 値)	61.30	59.72
預 貸 率 (期 中 平 均 値)	59.55	57.43

● 1店舗当たりの預金・貸出金残高

単位:百万円

項 目	2018年度	2017年度
預 金 残 高 (平 残)	21,114	20,586
貸 出 金 残 高 (平 残)	12,573	11,823

(注) 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

● 常勤役職員1人当たりの預金・貸出金残高

単位:百万円

項 目	2018年度	2017年度
預 金 残 高 (平 残)	1,564	1,461
貸 出 金 残 高 (平 残)	931	839

(注) 役員員数は期中平均人員を使用しています。



預金に関する指標

●預金科目別残高(期末残高)

単位:百万円

項 目	2018年度末				2017年度末			
	個 人	法 人			個 人	法 人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当 座 預 金	—	—	—	87	—	—	—	91
普 通 預 金	69,389	970	0	7,044	65,149	912	0	7,642
貯 蓄 預 金	2,285	—	—	—	2,358	—	—	—
通 知 預 金	—	—	—	10	—	—	—	10
別 段 預 金	—	—	11	16	—	12	18	4
納 税 準 備 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
定 期 預 金	154,755	7,361	403	11,873	153,051	4,431	258	10,897
定 期 積 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	226,429	8,331	415	19,031	220,559	5,356	277	18,645

●預金種類別内訳(平均残高)

単位:百万円

項 目	2018年度	2017年度
流 動 性 預 金	79,909	75,493
定 期 性 預 金	171,065	169,246
譲 渡 性 預 金	2,400	2,303
そ の 他 の 預 金	—	—
合 計	253,374	247,042

●定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

単位:百万円

項 目	2018年度末	2017年度末
固定金利定期預金	174,380	168,626
変動金利定期預金	12	11
そ の 他	—	—
合 計	174,393	168,637

●預金者別内訳(期末残高)

単位:百万円,%

項 目	2018年度末		2017年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団 体 会 員	200,146	78.73	194,487	79.43
民 間 労 働 組 合	39,569	15.56	38,267	15.62
民間以外の労働組合及び公務員の団体	58,427	22.98	58,456	23.87
消費生活協同組合及び同連合会	14,927	5.87	12,999	5.30
そ の 他 の 団 体	87,221	34.31	84,763	34.62
(うち間接構成員)	(187,419)	(73.72)	(182,322)	(74.46)
個 人 会 員	—	—	—	—
国・地方公共団体・非営利法人	11,189	4.40	8,474	3.46
一 般 員 外	42,873	16.86	41,877	17.10
合 計	254,209	100.00	244,838	100.00

(注) 1.当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

●員外預金の状況(期末残高)

単位:百万円

項 目	2018年度末	2017年度末
一般員外(a)	42,873	41,877
一般員外譲渡性預金(b)	600	600
一般員外預金計(c):((a)+(b))	43,473	42,477
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	256,609	247,238
一般員外預金比率(c)/(d)×100	16.94%	17.18%

●財形貯蓄残高(期末残高)

単位:百万円,%

項 目	2018年度末		2017年度末	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一般財形	29,404	11.45	28,004	11.32
財形年金	8,221	3.20	8,336	3.37
財形住宅	6,812	2.65	6,939	2.80
合 計	44,439	17.31	43,280	17.50

(注) 預金に占める割合は、譲渡性預金を含む総預金残高から算出したものです。



財務データ

財務データ



貸出金等に関する指標

● 貸出金科目別内訳(平均残高)

単位:百万円

項 目	2018年度	2017年度
手形貸付	138	181
証書貸付	140,976	132,784
当座貸越	9,773	8,913
割引手形	—	—
合 計	150,887	141,879

● 貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

単位:百万円

項 目	2018年度末	2017年度末
固定金利貸出金	34,165	32,399
変動金利貸出金	123,140	115,255
合 計	157,305	147,654

(注)手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

● 貸出金使途別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項 目	2018年度末		2017年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
賃金手当対策資金	—	—	—	—
生活資金	25,660	16.31	24,359	16.49
カードローン	9,768	6.20	9,060	6.13
自動車ローン	3,841	2.44	3,365	2.27
教育ローン	6,373	4.05	7,168	4.85
そ の 他	5,677	3.60	4,764	3.22
福利共済資金	3,365	2.13	3,708	2.51
設 備 資 金	7,333	4.66	7,136	4.83
生協資金	—	—	—	—
設 備 資 金	—	—	—	—
住宅資金	120,945	76.88	112,449	76.15
住宅事業資金	—	—	—	—
合 計	157,305	100.00	147,654	100.00

● 貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項 目		2018年度末		2017年度末	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
民 間 労 働 組 合		37,650	23.93	36,123	24.46
民間以外の労働組合及び公務員の団体		25,415	16.15	25,439	17.22
消費生活協同組合及び同連合会		1,506	0.95	1,065	0.72
そ の 他 の 団 体		79,612	50.60	71,574	48.47
《 間 接 構 成 員 》		《143,783》	《90.62》	《133,811》	《90.62》
上記各団体に所属しない個人会員		—	—	—	—
会 員 等 計		144,186	91.66	134,202	90.88
預 金 積 金 担 保 貸 出		85	0.05	86	0.05
そ の 他		13,034	8.28	13,365	9.05
			(100.00)		(100.00)
業 種 別 内 訳	製 造 業	—	(—)	—	(—)
	農 業、林 業	—	(—)	—	(—)
	漁 業	—	(—)	—	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
	建 設 業	—	(—)	—	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
	情 報 通 信 業	—	(—)	—	(—)
	運 輸 業、郵 便 業	—	(—)	—	(—)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
	金 融 業、保 険 業	—	(—)	—	(—)
	不動産業、物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
	医 療、福 祉	—	(—)	—	(—)
	サ ー ビ ス 業	—	(—)	—	(—)
	国・地方公共団体	5,461	(41.89)	4,996	(37.38)
個 人		2,737	(20.99)	2,911	(21.78)
そ の 他		4,834	(37.08)	5,458	(40.83)
会 員 外 計		13,119	8.33	13,452	9.11
合 計		157,305	100.00	147,654	100.00



●貸出金担保種類別内訳(期末残高)

単位:百万円

項 目	2018年度末	2017年度末
当金庫預金積金	760	784
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	118,833	110,150
そ の 他	—	—
小 計	119,594	110,934
保 証	27,414	26,266
信 用	10,296	10,453
合 計	157,305	147,654

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)

単位:百万円

項 目	2018年度末	2017年度末
当金庫預金積金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	0	0
そ の 他	—	—
小 計	0	0
保 証	0	0
信 用	—	—
合 計	0	0

●会員数・出資金の状況

●会員数・出資金の内訳

単位:会員、千円、%

項 目	2018年度末			2017年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団 体 会 員	423	946,506	99.61	397	948,915	99.86
民間労働組合	206	311,287	32.76	206	312,315	32.86
民間以外の労働組合 及び公務員の団体	59	237,135	24.95	58	238,524	25.10
消費生活協同組合 及び同連合会	8	5,994	0.63	8	5,994	0.63
その他の団体	150	392,090	41.26	125	392,082	41.26
個 人 会 員	0	—	—	0	—	—
その他(金庫自己口)	0	3,675	0.38	0	1,266	0.13
合 計	423	950,181	100.00	397	950,181	100.00

●大口出資会員(2018年度末現在)

単位:千円、%

順位	会員名	出資金額	出資金総額 に対する割合
1	沖縄県勤労者互助会	191,938	20.20
2	一般社団法人沖縄県官公庁労働者共済会	98,938	10.41
3	NTT労働組合沖縄分会	39,462	4.15
4	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会	35,220	3.70
5	自治労那覇市職員労働組合	35,123	3.69
6	沖縄県高等学校障害児学校教職員組合	31,904	3.35
7	全駐労ズケラン支部	28,590	3.00
8	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部	27,051	2.84
9	沖縄電力労働組合	26,242	2.76
10	全駐労マリン支部	22,116	2.32



財務データ



債権管理の状況

●リスク管理債権

(破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)

2018年度末のリスク管理債権合計は9億20百万円で、貸出金残高1,573億5百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.58%です。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が55百万円、「延滞債権」が8億45百万円、「3カ月以上延滞債権」が19百万円、「貸出条件緩和債権」は該当なし、となりました。

リスク管理債権合計9億20百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額は9億21百万円です。また、「貸倒引当金」を7百万円引き当てています。その結果、保全額は9億21百万円となり、リスク管理債権合計の100.00%をカバーしています。

単位:百万円

区 分	2018年度末	2017年度末
リスク管理債権合計(A)	920	830
破綻先債権	55	3
延滞債権	845	810
3カ月以上延滞債権	19	15
貸出条件緩和債権	—	—
保全額(B)	921	830
担保・保証等による回収見込み額	913	816
貸倒引当金	7	13
保全率(B)/(A)	100.00%	100.00%
貸出金残高(C)	157,305	147,654
リスク管理債権比率(A)/(C)	0.58%	0.56%

(注)金額単位未満を切り捨てて記載しています。

用語の解説

🔑「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

ろうきんも、95年度数値から「破綻先債権」「延滞債権」及び「金利減免・利息棚上げ債権」の開示を開始し、97年度数値からはこの3つに加え「3カ月以上延滞債権」を開示しました。98年度数値からは、ディスクロージャー誌での開示項目が法定化されたことに伴って、全金融機関が上記4種類のリスク管理債権の開示を行っています。

🔑「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合は自己破産も)などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

🔑「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

🔑「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる(会社の業績不振等)などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

🔑「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことで、98年度数値から公表したものです(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません)。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

🔑「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

🔑「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。



●金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2019年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

単位:百万円

区 分	2018年度末	2017年度末
金融再生法上の不良債権(A)	921	830
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	175	190
危険債権	726	625
要管理債権	20	15
保全額(B)	921	830
担保・保証等による回収見込み額	913	817
貸倒引当金	8	14
保全率(B)／(A)	100.00%	100.00%
正常債権(C)	156,538	146,976
合計(D)=(A)+(C)	157,459	147,806
金融再生法上の不良債権比率(A)／(D)	0.58%	0.56%

(注) 1. 金額は決算後(償却後)の計数です。
2. 単位未満を四捨五入して記載しています。

用語の解説

●「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

●「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

●「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

●「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

●「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

●「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。



財務データ



資産査定に係る各種基準の比較表

	資産査定の債務者区分		沖縄県労働金庫の償却・引当基準			
定義	沖縄県労働金庫の資産査定規程					
区分単位	債務者単位					
対象	総与信		債務者区分	分類	要償却・引当額の概要	
区分	破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 55百万円	破綻先	Ⅳ分類		
				Ⅲ分類		
				非・Ⅱ分類		
	実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 118百万円	実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。4百万円	
				Ⅲ分類		
				非・Ⅱ分類		
	破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 726百万円	破綻懸念先	Ⅲ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。3百万円	
				非・Ⅱ分類		
	要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者 461百万円	要管理先	要管理債権	非・Ⅱ分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1) 0百万円(注3)
			要管理先以外の要注意先	Ⅱ分類	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1) 0百万円(注3)
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 150,481百万円	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1) 0百万円(注3)		
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 5,461百万円	その他	—	引当は行わない。(注1)		



	金融再生法開示債権		労働金庫法に基づくリスク管理債権	
定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条		労働金庫法施行規則第114条	
区分単位	債務者単位		債権単位	
対象	総与信		貸出金	
区分	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金 <u>55百万円</u>
		<u>175百万円</u>	延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
	危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権	延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く) <u>19百万円</u>
		<u>726百万円</u>	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く) <u>100百万円</u>
	要管理債権(債権単位)	3カ月以上延滞債権	3カ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く) <u>19百万円</u>
	要管理債権(債権単位)	貸出条件緩和債権	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く) <u>100百万円</u>
	正常債権(注4)		◎表内の金額は、2019年3月末現在の残高を表示しています。なお、金額単位未満の端数については、金融再生法開示債権に係る金額は四捨五入、その他の表示金額については切り捨てて記載しています。 (注1)一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。 (注2)要管理債権を有する債務者の、3カ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。 (注3)単位未満切り捨て表示のため0で記載しています。 (注4)総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。 (注5)金融再生法とリスク管理債権の差(網かけ部分)は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下の二区分の合計額(貸出金分)にも一致することとなります。	
	<u>156,538百万円</u>			



有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

単位:百万円

		計	期間の 定めなし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	2018年度末	11,201	—	322	6,377	—	4,500
	2017年度末	11,685	—	405	5,466	1,276	4,536
地方債	2018年度末	740	—	—	411	329	—
	2017年度末	1,551	—	808	413	106	222
短期社債	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2017年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2018年度末	3,802	721	601	808	545	1,125
	2017年度末	3,492	619	301	1,410	433	728
貸付信託	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2017年度末	—	—	—	—	—	—
投資信託	2018年度末	4,166	4,166	—	—	—	—
	2017年度末	3,218	3,218	—	—	—	—
株式	2018年度末	576	576	—	—	—	—
	2017年度末	526	526	—	—	—	—
外国証券	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2017年度末	—	—	—	—	—	—
その他の証券	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2017年度末	—	—	—	—	—	—
合計	2018年度末	20,487	5,464	924	7,597	874	5,625
	2017年度末	20,475	4,365	1,515	7,290	1,816	5,487

●有価証券の種類別の平均残高

単位:百万円、%

項目	2018年度		2017年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	10,756	53.40	10,717	56.56
地方債	1,244	6.17	1,500	7.92
短期社債	—	—	—	—
社債	3,671	18.22	3,596	18.98
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	4,075	20.23	2,874	15.16
株式	392	1.94	257	1.36
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合計	20,140	100.00	18,946	100.00

(注)社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれています。

●預証率

単位:%

項目	2018年度	2017年度
預証率(期末値)	7.98	8.28
預証率(期中平均値)	7.94	7.66



有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローン等にふり向け、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記(39～40頁)をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2019年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

単位:百万円

	2018年度末		2017年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

2. 満期保有目的の債券

単位:百万円

	種 類	2018年度末			2017年度末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

単位:百万円

	種 類	2018年度末			2017年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	320	198	121	401	213	187
	債 券	15,744	14,754	989	16,534	15,564	970
	国 債	11,201	10,354	847	11,685	10,863	822
	地 方 債	740	700	40	1,551	1,500	50
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,802	3,700	102	3,297	3,199	97
	そ の 他	1,873	1,785	88	506	479	26
	小 計	17,938	16,738	1,199	17,442	16,257	1,184
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	185	207	△ 22	86	89	△ 3
	債 券	—	—	—	195	200	△ 4
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	195	200	△ 4
	そ の 他	2,293	2,495	△ 202	2,711	2,978	△ 266
	小 計	2,478	2,702	△ 224	2,993	3,268	△ 274
合 計		20,416	19,440	975	20,435	19,525	910

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。



財務データ

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

単位:百万円

項 目	2018年度末	2017年度末
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	71	39
合 計	71	39



金銭の信託の時価情報

該当する残高はありません。



金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

該当する取引はありません。



公共債窓口販売実績等

● 公共債窓口販売実績

単位:千円

項 目	2018年度	2017年度
個人向け国債	8,000	21,000

● 投資信託窓口販売実績

単位:千円

項 目	2018年度	2017年度
投資信託	—	—

● 内国為替取扱実績

単位:件

項 目	区 分	2018年度	2017年度
送金・振込	各地へ向けた分	309,028	304,733
	各地より受けた分	649,385	640,385
代金取立	各地へ向けた分	0	3
	各地より受けた分	12	12
合 計	各地へ向けた分	309,040	304,736
	各地より受けた分	649,385	640,397



自己資本の充実の状況

1. 単体自己資本比率（国内基準）

単位：％

項 目	2018年度末	2017年度末
自 己 資 本 比 率	11.41	12.31

（注）当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

1. 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

（注）標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

2. オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しています。

（注）基礎的手法…粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は11.41%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

用語の解説

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額（注1））} - \text{コア資本に係る調整項目の額（注2）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）} + \text{オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5 \text{（注4）}} \times 100$$

（注1）出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

（注2）無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

（注3）資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

（注4）8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。



財務データ

2.自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円、%

項 目	当期末 (2018年度末)	前期末 (2017年度末)	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,818	14,589	
うち、出資金及び資本剰余金の額	950	950	
うち、利益剰余金の額	13,931	13,681	
うち、外部流出予定額 (△)	60	40	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3	△ 1	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	3	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	3	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,818	14,593	
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージサービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	11	12	3
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	11	12	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	42	32	8
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージサービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージサービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	54	44	
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	14,764	14,548	



単位:百万円、%

項 目	当期末 (2018年度末)	前期末 (2017年度末)	経過措置による不算入額
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	123,572	112,152	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 150	△ 312	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)		3	
うち、繰延税金資産		—	
うち、前払年金費用		8	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 150	△ 323	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,784	5,972	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	129,357	118,125	
自己資本比率			
自己資本比率((Ⅰ)/(二))	11.41	12.31	

3.定性的開示事項・定量的開示事項

(1)自己資本調達手段の概要

2018年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体:沖縄県労働金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:950百万円
------	---

用語の解説

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

「出資金」とは

会員のみなさまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。



財務データ

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 特別積立金
将来、損失が発生した場合に備えて、損失のてん補に充てるための積立金です。
- (2) 金利変動等準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金です。
- (3) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を向上させるための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。
- (5) 店舗建設準備積立金
将来の店舗建設に備えるための積立金です。
- (6) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員のみならずへ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、退職給付引当金、賞与引当金、役員退職慰労引当金、睡眠預金払戻損失引当金、旧本店ビル解体引当金の7種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク資産の額の合計額の1.25%）

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。当金庫ではこの経過措置は適用しておりません。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます（ただし、2017年度末までは調整項目対象額に掛け目を乗じた額をコア資本に係る調整項目の額に算入することを可とする経過措置が設けられており、当金庫ではこの経過措置を適用しておりました）。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます（2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されていました）。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能でした。当金庫では2017年度末までこの経過措置を適用しておりました。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。



📌「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能でした。

当金庫では2017年度末までこの経過措置を適用しておりました。

📌「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。



財務データ

(2)自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

●信用リスク等に対する所要自己資本の額

	当期末 (2018年度末)		前期末 (2017年度末)	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	123,572	4,942	112,152	4,486
標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	123,099	4,923	112,459	4,498
ソブリン向け (注4)	1,018	40	1,155	46
金融機関向け	22,567	902	21,384	855
事業法人等向け	1,091	43	921	36
中小企業等・個人向け	71,272	2,850	61,349	2,453
抵当権付住宅ローン	17,882	715	19,102	764
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
延滞債権 (注5)	349	13	537	21
その他 (注6)	8,918	356	8,009	320
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産			—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	623	24		
ルック・スルー方式 (注8)	623	24		
マンドート方式 (注9)	—	—		
蓋然性方式 (250%) (注10)	—	—		
蓋然性方式 (400%) (注10)	—	—		
フォールバック方式 (1250%) (注11)	—	—		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	11	0
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 150	△ 6	△ 323	△ 12
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	—	—	5	0
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	—	—	0	0
オペレーショナル・リスク (注14) (B)	5,784	231	5,972	238
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B) (C)	129,357	5,174	118,125	4,725

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
- なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関、地方自治体等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、取立未済手形、株式、出資等です。
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエグジティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。なお、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に関する取扱いは2018年度末から適用されるものであり、そのため2017年度末の計数にはこの取扱いを遡及適用していません。
8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

9. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引)について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
14. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$



●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●現在の自己資本の充実状況について

2018年度末の当金庫の自己資本比率は11.41%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によ

て自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

単位:百万円

地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末
国内	298,858	287,396	163,777	154,037	14,754	15,764	—	—	116	3,476	120,210	114,119	245	165
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	298,858	287,396	163,777	154,037	14,754	15,764	—	—	116	3,476	120,210	114,119	245	165

業種別

単位:百万円

業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末
製造業	1,243	1,180	—	—	1,000	1,000	—	—	—	—	243	180	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	12	7	—	—	—	—	—	—	—	—	12	7	—	—
建設業	109	107	—	—	100	100	—	—	—	—	9	7	—	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業	15	10	—	—	—	—	—	—	—	—	15	10	—	—
情報通信業	21	12	—	—	—	—	—	—	—	—	21	12	—	—
運輸業、郵便業	15	110	—	—	—	99	—	—	—	—	15	10	—	—
卸売業、小売業、 宿泊業、 飲食サービス業	416	410	—	—	400	400	—	—	—	—	16	10	—	—
金融業、保険業	116,384	109,609	—	—	2,100	1,700	—	—	—	—	114,284	107,909	—	—
不動産業、 物品賃貸業	100	100	—	—	100	100	—	—	—	—	0	0	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	16,542	17,392	5,461	4,996	11,054	12,364	—	—	—	—	26	32	—	—
個人	153,220	143,332	153,078	143,191	—	—	—	—	—	—	142	141	245	165
その他	10,776	15,121	5,237	5,849	—	—	—	—	116	3,476	5,422	5,795	—	—
合計	298,858	287,396	163,777	154,037	14,754	15,764	—	—	116	3,476	120,210	114,119	245	165



財務データ

残存期間別

単位:百万円

エクスポージャー区分 期間区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2018年 度末	2017年 度末	2018年 度末	2017年 度末	2018年 度末	2017年 度末	2018年 度末	2017年 度末	2018年 度末	2017年 度末	2018年 度末	2017年 度末
期間の定めのないもの	37,052	35,395	16,493	15,707	700	600	—	—	116	3,476	19,742	15,611
1年以下	35,532	53,412	1,031	1,139	920	1,499	—	—	—	—	33,580	50,773
1年超3年以下	31,899	17,969	605	558	1,619	2,239	—	—	—	—	29,674	15,171
3年超5年以下	37,642	33,783	5,390	6,100	5,739	4,819	—	—	—	—	26,512	22,862
5年超10年以下	11,207	12,238	3,707	3,819	799	1,719	—	—	—	—	6,700	6,700
10年超	145,524	134,597	136,549	126,711	4,975	4,885	—	—	—	—	4,000	3,000
合計	298,858	287,396	163,777	154,037	14,754	15,764	—	—	116	3,476	120,210	114,119

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、出資金、有形固定資産等です。
 3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 本表の記載対象から「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を除くことに関する取扱いとは2018年度末から適用されたものであり、そのため2017年度末の数値にはこの取扱いを遡及適用しておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

単位:百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	3	0	—	3	0
	2017年度	3	3	—	3	3
個別貸倒引当金	2018年度	33	27	—	33	27
	2017年度	37	33	—	37	33
合 計	2018年度	36	27	—	36	27
	2017年度	40	36	—	40	36

用語の解説



「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。



「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。



③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等 業種別

単位:百万円

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2018 年度	2017 年度	2018 年度	2017 年度	2018 年度	2017 年度	2018 年度	2017 年度	2018 年度	2017 年度	2018 年度	2017 年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業・宿泊業・飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	12	15	7	12	—	—	12	15	7	12	—	—
その他	20	22	19	20	—	—	20	22	19	20	—	—
合計	33	37	27	33	—	—	33	37	27	33	—	—

(注)当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

(注)

リスク・ ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2018年度末			2017年度末		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	—	20,192	20,192	—	24,021	24,021
10%	—	500	500	—	500	500
20%	200	117,169	117,369	103	111,941	112,044
35%	—	51,092	51,092	—	54,579	54,579
50%	1,302	2	1,304	1,602	—	1,602
75%	—	101,505	101,505	—	88,192	88,192
100%	400	4,543	4,944	100	4,682	4,782
150%	—	175	175	200	137	337
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	1,772	1,772	—	1,335	1,335
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	1,903	296,955	298,858	2,006	285,390	287,396

1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。なお、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャー等は格付け無しに分類しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 本表の記載対象から「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を除くことに関する取扱いは2018年度末から適用されたものであり、そのため2017年度末の計数にはこの取扱いを遡及適用しておりません。



財務データ

●信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理のため「融資事務基本規程」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確認しています。

信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的にA L M委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」等に基づき以下のとおり計上しています。

●正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

●破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

●破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

(4)信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位:百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		760	784	—	—	—	—
	ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関向け	—	—	—	—	—	—
	事業法人等向け	402	390	—	—	—	—
	中小企業等・個人向け	358	393	—	—	—	—
	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	延滞	—	—	—	—	—	—

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

●貸出金と自金庫預金の相殺

当金庫では、「貸出金と自金庫預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。

手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

●クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

●適格金融資産担保

当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

●保証

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている政府関係機関等に対する国の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。



(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

● 与信相当額等

単位: 百万円

		2018年度末			2017年度末		
		派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額	(A)	—	—	—	3	—	3
グロスのアドオンの額	(B)	—	—	—	14	—	14
グロスの与信相当額(A)+(B)	(C)	—	—	—	18	—	18
ネットティングによる与信相当額の削減額	(D)	—	—	—	0	—	0
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D)	(E)	—	—	—	18	—	18
外国為替関連取引		—		—	18		18
金利関連取引		—		—	0		0
金関連取引		—		—	—		—
株式関連取引		—		—	0		0
貴金属関連取引(金関連取引を除く)		—		—	—		—
その他コモディティ関連取引		—		—	—		—
クレジット・デリバティブ取引		—		—	—		—
担保の額	(F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金		—	—	—	—	—	—
国債・地方債等		—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F)	(G)	—	—	—	18	—	18

- (注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
 2. クレジット・デリバティブ取引の取り扱いはありません。
 3. 本表の記載対象から「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を除くことに関する取扱いは2018年度末から適用されたものであり、そのため2017年度末の計数にはこの取扱いを遡及適用しておりません。
 4. 2017年度については、当金庫が有価証券として保有しているファンドの派生商品取引を記載しています。

● 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引の与信限度枠は「資金運用規程」で定めています。与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。

引当金の算定については、「資産査定規程」に基づき算定しています。

現状では、直接的な派生商品取引を行っていないことからリスクは発生していません。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。



(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

① オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

② 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

● 証券化エクスポージャーに関する リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、年度ごとに資金運用委員会で「資金運用方針」を策定し、ALM 委員会で協議しています。方針については、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に ALM 委員会および理事会に報告しています。

また、裏付となる資産の状況、時価、および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

● 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

● 証券化取引に関する会計方針

日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」および当金庫の「決算経理要領」等に基づき、適切に処理するよう努めています。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&P グローバル・レーティング (S&P)



(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額および時価

単位: 百万円

	2018年度末		2017年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	640	640	627	627
非上場株式等	71	—	39	—
その他	1,800	—	1,800	—
合計	2,511	640	2,466	627

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
 2. 「上場株式等」の区分には、上場投資信託(ETF)を含んでいます。
 3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金を計上しています。
 4. 「非上場株式等」および「その他」については時価が把握できないため「—」としています。

② 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

単位: 百万円

	2018年度	2017年度
売却益	1	0
売却損	—	0
償却	—	—

④ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

単位: 百万円

	2018年度末	2017年度末
評価損益	—	—

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位: 百万円

	2018年度末	2017年度末
評価損益	118	207

● 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

2018年度末における子会社株式および関連会社株式はありません。

「その他有価証券」については、年度ごとに資金運用委員会で「資金運用方針」を策定し、ALM委員会で協議しています。方針については、常務会の承認を受けています。期中の運用状況につ

いても定期的にALM委員会および理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位: 百万円

	当期末 (2018年度末)	前期末 (2017年度末)
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,164	
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	

(注) 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に関する取扱いは2018年度末から適用されるものであり、そのため2017年度末の計数にはこの取扱いを遡及適用しておりません。



財務データ

(9) 金利リスクに関する事項

●金利リスク量

単位:百万円

	2018年度末	2017年度末
VaR	900百万円	606百万円

●IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

単位:百万円

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,443			
2	下方パラレルシフト	0			
3	スティープ化	4,062			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,062			
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	14,764			

(注)

- 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
- 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの記号は告示の様式上に定められているものです。
- 今回の開示は上記2.の告示改正の適用初年度に当たり、この告示の定めに従って「△EVE」の当期末(2018年度末)分のみ記載しております。
なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度末)は、1,803百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の△EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。
- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。

●金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債等を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にALM委員会と協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘

定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である△EVEを計測しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVEを定期的に計測しています。この計測結果はALM委員会へ報告しております。



●金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2019年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は1.25年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期5年としております。

(3) 「流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。」

(4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は考慮しておりません。

(5) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した Δ EVEが正となる通貨のみを対象としています。

(6) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。

(7) 内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
当金庫は、内部モデルを使用しておりません。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
IRRBBは当期末から計測を開始しているため、前期末は計測しておりません。

(9) Δ EVEの計測値について
当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1) 金利ショックに関する説明

当金庫ではVaR(バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

(2) 金利リスク計測の前提及びその意味

VaRは、保有期間6ヶ月(一部の資産負債については1ヶ月)、信頼水準99%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

(10)オペレーショナル・リスクに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④風評リスク、⑤人的リスク、⑥有形資産リスクに区分・管理し、「リスク管理・運営方針」の中でオペレーショナル・リスクに関する方針を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理要領」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたってはリスク統括部を統括部署とし、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的にオペレーショナル・リスク管理委員会で協議しています。また、理事会へ定期的に報告しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。